

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（閣法第一三号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計及びその勘定の廃止・統合等の措置を講ずるとともに、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置を廃止する等のほか、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念規定の創設

特別会計の設置、管理及び経理に関し、効果的かつ効率的な事務及び事業の実施、区分経理の必要性の不断の見直し、租税収入を一般会計に計上することによる財政状況の総覧性の確保、特別会計における経理の区分の在り方の不断の見直し、剰余金の適切な処理並びに資産及び負債等の財務情報の開示を特別会計に共通する基本理念として定める。

二、特別会計及び勘定の廃止・統合等

1 社会資本整備事業特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、一般会計化する等の措置を講ずる。

2 食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合する等の施策を講ずる。

三、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計の見直し

1 国債整理基金特別会計の事務費を一般会計へ移管するとともに、前倒債の発行収入金を発行年度において歳入外で経理し、翌年度の歳入に組み入れる規定を整備する。

2 外国為替資金特別会計の積立金を廃止するとともに、外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者を加える等の規定を整備する。

四、その他

1 旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を終了する。

2 経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止する。

五、施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。